（登録特定送配電事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第四十五条の十八　令第三条第一項において準用する令第二条第一項（令第三条第二項において準用する令第二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　電磁的記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第百十二条　［略］

2　法第七十五条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録適合性確認機関が定めるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

備考　表中の［　］は注記である。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第二十五条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第八条　［略］	**第八条**　［略］
（公衆の閲覧に供する措置を要しない場合）	
第八条の二　法第七条に規定する経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	［新設］
一　常時雇用する従業員の数が五人以下である場合	
二　自ら管理するウェブサイトを有していない場合	

（登録特定送配電事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第四十五条の十八　令第三条第一項において準用する令第二条第一項（令第三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第百十二条　［略］

2　法第七十五条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録適合性確認機関が定めるものとする。

一　［略］

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（公衆の閲覧の方法）

第八条の三　法第七条の規定による公衆の閲覧は、液化石油ガス販売事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（書面の記載事項等）

第十三条　［略］

2　法第十四条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に契約締結時交付事項等を記録したものを交付する方法

3　［略］

（液化石油ガス販売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十三条の三　令第五条第一項に規定する電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　電磁的記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

（委託契約に係る記載事項等）

第二十八条　［略］

2　法第二十八条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体に契約事項を記録したものを交付する方法

3・4　［略］

（委託契約の当事者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第二十八条の三　令第五条第三項において準用する同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

［新設］

（書面の記載事項等）

第十三条　［略］

2　法第十四条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項等を記録したものを交付する方法

3　［略］

（液化石油ガス販売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十三条の三　令第五条第一項に規定する電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

（委託契約に係る記載事項等）

第二十八条　［略］

2　法第二十八条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体をもって調整するファイルに契約事項を記録したものを交付する方法

3・4　［略］

（委託契約の当事者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第二十八条の三　令第五条第三項において準用する同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］